

筆記試験注意事項

1. 合格発表

筆記試験・科目合格及び身体・口述試験日程の発表日時

月 日 () 14:00

発表の方法

- ① 8階海技資格課横掲示板に掲示
- ② 九州運輸局ホームページに掲載
・接続環境によっては閲覧できない場合があります
- ③ はがきによる通知
・通知のみで証明としては使用できません
・はがきを事前に提出してください

※ 電話による照会には応じておりません。

2. 受験票の取扱い

受験票は、机の上の番号札の横に置き、**退出する際には必ず携行して下さい。**

身体検査・口述試験を受験する場合にも必要になりますので、**忘れたり紛失したりしないよう注意して下さい。**

3. 試験時における注意事項

- ① 答案用紙・海図等が配られたら**枚数**を確認し、**全ての答案用紙に問題番号・試験科目・試験種別及び受験番号**を、明確に記入すること。答案用紙は大きな設問1問につき1枚を使用します。
 - ② 試験開始後**30分間は、試験場から退出することができません。**
30分経過後に退出する場合は、答案用紙・海図等は裏返して机の上に置き、静かに退出すること。
 - ③ 消しゴムの消しカスは机の端にまとめて置いておくこと。
 - ④ 問題用紙、私物、ゴミ等は持ち帰ること。
 - ⑤ 試験中に質問等がある場合は、静かに手を挙げてお知らせ下さい。
- ※ 三～五級海技士（機関）の筆記試験1日目は、「執務一般」の試験終了後に「機関（その三）」の試験を行いますので、注意して下さい。

4. 不正行為

試験に関して不正行為があったときは、試験の停止等になりますので、絶対に行わないで下さい。

5. その他

- ① 筆記試験科目合格された方は、次回以降受験の際に科目免除を申請することができます。科目合格は合格した科目毎に「当該試験の開始期日」から**3年間有効**です。
申請書（二）への記載が必要です。
- ② 筆記試験合格された方は、次回以降受験の際に筆記試験免除を申請することができます。筆記合格は**15年間有効**です。
申請書（二）への記載が必要です。
- ③ 九州運輸局で筆記試験合格又は科目合格された方で上記①又は②の免除を他の運輸局で申請する場合、九州運輸局にて筆記試験合格証明書又は筆記試験科目免除証明書の交付が必要となります。
(交付には、申請してから**2週間程度**要しますので、ご注意ください)
- ④ 他の運輸局等で筆記試験合格又は科目合格された方で上記①又は②の免除を申請する場合、合格した運輸局等の筆記試験合格証明書又は筆記試験科目免除証明書が必要です。
(合格した運輸局等あて、合格証明書等交付申請書を提出のこと)
- ⑤ 試験を欠席又は不合格となった方は、試験申請書添付物のうち下記の書類を返却できる場合がございます。
希望される場合には、海技資格課までお問い合わせください。
(筆記試験合格証明書・筆記試験科目免除証明書・身体検査合格証明書・学校の卒業証明書・養成施設の修了証明書・戸籍に関する証明書類・乗船履歴に関する証明書・海技士身体検査証明書)

《試験に関する問い合わせ先》

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1

福岡合同庁舎新館8F

国土交通省

九州運輸局海上安全環境部 海技資格課

TEL:092-472-3176 (直通)

(<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm>)

メールアドレス: qst-kaigishikaku@ki.mlit.go.jp

